

27. 乳幼児健康診査における発達障害等の早期発見と早期療育支援に向けての取組み

○平林恵美 小松仁（諏訪保健福祉事務所）

要旨：諏訪保健福祉事務所管内では、平成 21 年度から市町村が実施する乳幼児健康診査において、発達障害等の療育支援の必要な児及び親子関係に支援の必要な者を把握するため、統一した視点で問診票や健診内容の見直しを行ってきた。その結果、平成 22 年 4 月から 12 月の間に実施された乳幼児健康診査の集計では、精神発達での経過観察児の割合は 1 歳 6 か月児が 15.5%、3 歳児の割合は 36.4% であった。母の情緒面へのフォローを必要とする割合は 1 歳 6 か月児が 14.3%、3 歳児が 12.0% であった。管内市町村の足並みを揃えた取組みにより、1 歳 6 か月児健診から早期発見が可能であることが分かり、その後のフォロー対象を明確にすることができるようになった。

キーワード：発達障害、乳幼児健康診査、実態把握、早期発見、早期療育支援

1 はじめに

平成 21 年から 22 年度までに諏訪保健福祉事務所が中心となり、管内市町村が歩調を合わせて健診内容の見直しや、スクリーニングのための視点の統一、健診マニュアルを作成するための研修を行ってきた。その結果、乳幼児健康診査において、発達障害等の療育支援や親子関係に支援の必要な者の実態把握ができ、地域の療育支援体制に反映できる量的算出根拠を示すことができようになった。平成 21 年度からの経過を報告する。

2 取組みの経過（背景）

諏訪保健福祉事務所では平成 4 年度から、子どもの心と体の相談事業（事業名「心理相談」）を開催し、市町村の乳幼児健康診査等で要フォローとされた児及び保護者に対する「個別相談」を実施してきた。相談児者の傾向を見ると、3 歳になり保育園等の集団の場での気付きから相談に繋がる「広汎性発達障害」の相談のニーズが増えていた。また、生活能力に欠ける親（特に母親）など家族支援が必要なケースの相談も多かった。

諏訪地域障害福祉自立支援協議会療育部会からも、これまでの手法を生かしつつ、新たな知見も参考にして、更に質の高い乳幼児健康診査を実施することが期待されていた。

3 平成 21 年度の取組み

要支援者の実態把握を目的に、乳幼児健康診査の見直しを行うこととし、現行の乳幼児健康診査の課題を抽出するため、市町村保健師と事例を通して振り返りを行った。その結果、多くの保健師が問診で用いる実践的なスクリーニング法、行動評価の方法についての研修の必要性を感じに至った。

更に、市町村で使用している乳幼児健診問診票を分析することとした。特に、1 歳 6 か月児健康診査については、当所の心理相談担当の信濃医療福祉センターの工藤哲也臨床心理士からの助言により、他者の関心の方向を追ったり自分の関心事を他者に示して共有を促したりする「共同注意」の視点が質問項目に入っているかを分析した。その結果、従来の乳幼児健康診査における精神発達の評価は、主に言語と知的発達に向けられており、子どもの社会的発達の把握には至っていないことが判明した。

そこで、健診に従事する保健師のスクリーニングの視点を統一するため、乳幼児の精神発達の道筋を理解する研修会を開催した。また、統一したスクリーニングツールとして M-C H A T （乳幼児自閉症チェックリスト）を導入した問診票を作

成し、検討を重ねた。この研修会には、市町村保健師だけではなく、支援に関わる臨床心理士等の参加も得られた。

4 平成 22 年度の取組み

(1) 母子保健関係者研修会の開催

前年度に引き続き、国立精神・神経医療研究センターが研究開発を進める「発達障害の子どもと家族への早期支援システムの社会実装」の支援を受け、乳幼児健康診査の内容を見直す研修会を開催した。市町村毎の健診マニュアルの作成と、スクリーニングツールの導入により、1歳6か月児及び3歳児健康診査での要支援者の実態把握を行った。

その結果、平成22年4月から12月の間に実施された乳幼児健康診査の集計では、精神発達での経過観察児の割合は1歳6か月児が15.5%、3歳児の割合は36.4%であった。また、母の情緒面へのフォローを必要とする割合は1歳6か月児が14.3%、3歳児が12.0%であった。当管内の市町村の足並みを揃えた取組みにより、1歳6か月児健診からの早期発見が可能であることが分かり、その後のフォロー対象を明確にすることができるようになった。

更に、国立精神・神経医療研究センターの側面支援を受け、次年度の1歳6か月児健康診査及び2歳児健康相談の健診内容は、短縮版M-C H A Tを導入したものとすることとした。

(2) 子どもの心と体の相談事業（市町村巡回相談）の実施

平成4年度から実施していた子どもの心と体の相談事業（事業名「心理相談」）を、市町村への巡回相談に変更した。内容は、信濃医療福祉センターの臨床心理士と保健福祉事務所保健師が市町村を巡回して、母子保健関係者にコンサルテーションを実施した。コンサルテーションの内容は、市町村の要望に応じているが、新しく導入した問診票の表現方法や視点の確認、発達障害を疑う児のアセスメントや保護者支援、フォロー教室の運営や課題への助言が多くなった。

5 課題と今年度の方針

新たな問診票を導入した、新体制に移行する過渡期であり、問診票の修正や健診内容の見直しを行っていく必要がある。

今年度の研修テーマは「早期発達支援」としている。健診に従事する保健師が、スクリーニングツールを活用して、子どもの精神発達をアセスメントしたり、保護者等が子どもの発達が気になると感じた段階から支援が開始出来るよう、相談援助技術の向上を図る必要がある。そのため、研修会での事例検討や講義内容をまとめ、保健師が共通認識をもち、支援の質を統一するため、支援者マニュアルを作成していく。

また、保護者の理解を促す「療育支援リーフレット」を作成し、健診の事後指導や相談で配布する資料として活用できるようにしていく。

更に、支援体制の整備に向けて、保護者支援の一つの手法である「ペアレントトレーニング」をモデル地区で開催し、市町村での継続的な支援が提供できる体制を検討していく。

6 まとめ

発達障害の早期発見については、「早ければ早いほど確実さが低下し、確実を期すると遅くなる。と言う二律背反の問題がある。」と言われている。当管内では早期発見を1歳6か月児健診と位置づけ、スクリーニングを開始しているが、保護者との認識のズレがあることが多い、十分な配慮が必要である。また、市町村での乳幼児健康診査を活用した実態把握は、発達障害の有無に狭く限定するのではなく、親の育児支援やストレス、不適切な育児への対応等、「育児支援」という広い枠組みで行うことが重要であり、育児支援のニーズを広くスクリーニングし、時間をかけたフォローアップを行うことが必要である。その過程の中で、療育の視点を絞り込んで、次への支援サービスにつないでいくことが必要だと感じている。